

総務第 439 号

平成 25 年 4 月 1 日

公益財団法人広島YMCA
理事長 上久保 昭二 様

広島県知事

〒730-8511 広島市中区基町 10-52
総務課



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日 まで